

(別紙様式 2 - 1 (実施要項第 4 条関係) )

<b>&lt; 案件名 &gt;</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (素案)	
区 分	内 容
① 政策等の趣旨	社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、市民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤 (インフラ) である。
② " 目的	市内部での個人番号の利用、特定個人情報 (個人番号を含む個人情報) の照会・提供により、市民が行う各種手続の際の添付書類の省略等を図り、市民の負担を軽減するとともに、行政事務の効率性、正確性の向上を図る。
③ " 立案の経緯	平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 (以下「番号法」という。) が公布され、マイナンバー制度の導入が決定された。番号法では、地方公共団体内の同一執行機関での個人番号の利用、他の執行機関への特定個人情報の提供については、条例を制定することとなっている。
④ 立案する際に整理した考え方及び論点	番号法において、個人番号を利用できる事務、照会・提供できる特定個人情報は社会保障分野、税分野、災害対策分野に限定されており、市内部での個人番号の利用、特定個人情報の照会・提供についても、番号法に則り対象事務、特定個人情報の整理を行っている。
⑤ 理解するための資料	
ア 根拠法令	番号法
イ 上位計画等の概要	
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	
エ その他、必要な資料	資料 1 情報連携と条例の制定について 資料 2 条例の構成
⑥ 意見提出の注意事項	
⑦ 取扱い等結果の公表予定日	平成 27 年 8 月下旬

## 情報連携と条例の制定について

### 1. 情報の連携

- (1) 情報連携は庁外を想定（平成29年7月開始予定）  
番号法において、異なる機関で保有している特定個人情報を、照会・提供することができる。

情報連携できる特定個人情報は、主務省令に定められている。

○市⇄国の機関、市⇄県の機関、市⇄他市町村

例 市民税の減免に関する事務 … 生活保護に関する情報  
生活保護の実施に関する事務 … 市民税に関する情報

- (2) 庁内における情報連携には条例が必要

- ①番号法第9条第2項の規定により、条例で定める事務は個人番号の利用が可能  
②番号法第19条第9号の規定により条例を定めれば、市長部局⇄教育委員会の情報連携が可能

### 2. 庁内連携の種類

- (1) 条例案第4条第3項の規定

番号法において庁外との情報連携を想定しているものについて庁内連携が可能（上記1の（1）の場合）

- (2) 条例案第4条第2項の別表第2の規定

前記（1）以外の情報を規定

例 市民税の賦課及び減免 … 介護保険に関する情報

- (3) 条例案第5条第1項の別表第3の規定

市長部局と教員委員会の情報連携が可能（上記1の（2）の②の場合）

資料2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の構成

条 項	内 容
第1条(趣旨)	番号法に基づく必要事項の定め
第2条(定義)	○個人情報 個人情報保護法等の規定に基づく個人情報  ○個人情報ファイル 個人情報の集合体  ○個人番号 番号法に定める個人番号  ○特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報  ○特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人時用法ファイル
第3条(市の責務)	特定個人情報の取扱い、個人番号を利用する施策の実施
第4条(個人番号の利用に係る事務) 第1項	別表第2、別表第3に規定する特定個人情報を扱う事務
第4条第2項 別表第1	市長部局内で利用する特定個人情報(第4条第3項を除く)
第4条第3項 別表第2	番号法別表第2に定める特定個人情報を市長部局内、教育委員会内で利用することを可能とする
第4条第4項	添付書類省略を可能とする
第5条(特定個人情報の提供) 第1項 別表第3	市長部局から教育委員会に特定個人情報を提供することを可能とする
第6条(規則への委任)	利用事務、特定個人情報の詳細を規則において定める

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- （2）個人情報ファイル 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。
- （3）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （4）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （5）特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用に係る事務）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の上欄に掲げる機関は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処

理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。

- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

機 関	事 務
1 市長	市税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの



1 3	市長	公営住宅法による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
1 4	市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
1 5	市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
1 6	市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 7	教育委員会	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第2項関係）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
1	市長	市税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下、高齢者医療保険給付関係情報という。）であって規則で定めるもの

<p>3 市長</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付又は保険料の徴収に関する事務規則で定めるもの</p>	<p>市税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>4 市長</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務規則で定めるもの</p>	<p>医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）、市税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>5 市長</p>	<p>老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務規則で定めるもの</p>	<p>市税関係情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>6 市長</p>	<p>障害福祉サービスの提供に関する事務規則で定めるもの</p>	<p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>7 市長</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務</p>	<p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p>



	であって規則で定めるもの	
8 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報、障害者関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報、年金給付関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報で、年金給付関係情報であって規則で定めるもの

<p>1 2 市長</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>市税関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>1 3 市長</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による未済額又は貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>市税関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>1 4 市長</p>	<p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>市税関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>1 5 市長</p>	<p>予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>1 6 市長</p>	<p>母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交</p>	<p>母子保健法第15条の妊娠の届出に関する情報であつて規則で定めるもの</p>

	付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
17 市長	健康増進法による健康増進の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、市税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市長	市税関係情報、生活保護関係情報であって規則で定めるもの

## 特定個人情報保護評価（第3者点検）について

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

### 【保護評価実施の規定】

#### 第27条第1項（抜粋）

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 特定個人情報保護評価に関する規則（特定個人情報保護委員会規則第1号）

### 【保護評価実施の規定】

#### 第5条第1項（抜粋）

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、基礎項目評価書を特定個人情報保護委員会に提出するものとする。

- ・ 特定個人情報ファイル…個人番号をその内容に含む個人情報ファイル
- ・ 保護評価の分類……………しきい値判断により対象外、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価に分類（南相馬市は、対象外又は基礎項目評価のみ）
- ・ しきい値……………特定個人情報ファイルの人数  
取扱者の人数  
重大事故の有無

### 【第3者点検の規定】

#### 第7条第4項（抜粋）

当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。

- ・ 特定個人情報保護評価指針において、全項目評価の場合は義務
- ・ 指針の解説において、重点項目評価の場合は任意
- ・ 指針の解説において、基礎項目評価の場合は第3者点検の規定なし